

吹田市創業支援型事業所賃借料補助金

地域経済の活性化につながる創業を市内で実施する創業者に事業所賃借料の一部を補助します。

1 受付期間

令和7年1月6日(月)～1月31日(金)

2 プレゼンテーション審査

令和7年2月26日(水)

補助金の交付を受けるためには、認定会議において創業計画のプレゼンテーションを行い、認定を受ける必要があります。



3 補助内容

(1) 補助金額

事業所賃借料(共益費・駐車場使用料等除く。)の月額2分の1以内
(補助上限月額5万円)

(2) 補助対象期間

12か月間

4 応募資格

吹田市内で創業を計画しており、以下の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) これまで事業を営んでいない個人であること。
- (2) 認定を受けた認定創業計画を開始する時点において、その他の事業を実施していないこと。また、事業を開始する日が、認定創業計画の認定を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して6か月以内であること。
- (3) 認定を受けた認定創業計画を実施するため、認定後に賃貸借契約により市内に所在する建物の全部又は一部を借り上げて、新たに事業所(自己の住居を兼ねるものを除く。)を開設する者であること。
- (4) 市町村民税の滞納(不申告を含む。)をしていない者であること。

5 認定数

3件

(予算の範囲内で計画を認定します。)



詳細はホームページをご覧ください！

<問合せ先>

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室 企業振興担当
〒564-8550 吹田市泉町1-3-40 低層棟3階316番窓口
TEL 06-6170-7217 FAX 06-6384-1292